

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」の改正を求める意見書を可決

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利（日賦貸金業者及び電話担保金融は54.75%、質屋は年109.5%）は異常なまでに高金利である。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

長引く経済不況を背景に、全国では、法律家による債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が高金利のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っている。また、余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化している。

このような状況の中、平成19年1月には、出資法の上限金利の見直しの時期を迎える。

よって、土岐市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」並びに「質屋営業法」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

1. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき
 - (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げる。
 - (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき
 - (1) 現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。
3. 「質屋営業法」の改正につき
 - (1) 現行法第36条の質屋に対する特定金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月26日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

道路特定財源確保に関する意見書を可決

道路特定財源確保に関する意見書

道路は、もっとも重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるものである。

本市では、昨年の東海環状自動車道の開通と大型商業施設の進出などによって、産業・観光などあらゆる分野での交流人口が増えるとともに、市街地へ流入する交通量も増加している。しかしながら、その交通事情は、一般国道19号と中央自動車道に頼らざるを得ない脆弱な地域交通網に起因する通勤時間帯の交通渋滞はもとより、高次救急医療施設へのアクセス道路の不備、災害時の緊急輸送路の代替路線の未整備など、直接多くの人命に関わる道路が未だ整備されていない状況にある。

こうしたことから、道路整備に対する住民の要望は非常に強いものの、長引く不況の影響による税収の落ち込みと、地方交付税の削減により市町村の財政状況は、依然として厳しい状況である。

国においては、納税者である自動車ユーザーの理解が得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月9日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

進行性骨関節炎の難病指定を求める意見書を可決

進行性骨関節炎の難病指定を求める意見書

「進行性骨関節炎」は、別名「進行性骨化性線維異形成症」とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。

この病気は、約200万人に1人の割合で発病しているが、未だ原因が解明されておらず、難病に指定されていないため、治療方法も確立されていないのが現状である。それゆえ医療費支援を受けられず、患者や家族にとっては、精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれては、「進行性骨関節炎」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月9日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

ウラン残土による加工レンガを土岐市内へ持ち込まない決意を可決

ウラン残土による加工レンガを土岐市内へ持ち込まない決意

日本原子力研究開発機構（以下機構という）は本年4月13日、鳥取県湯梨浜町方面（かたも）地区に堆積されているウラン残土約2,710立方メートルをレンガに加工し、国内の機構施設に搬出し、施設内で使用する計画を発表した。

しかし、この計画は機構施設周辺の地域住民はもとより、関係行政機関への事前協議もないままの突然の発表であった。

この計画の発表により、関係自治体やその関係者はもとより、土岐市民も、一様に驚きと危惧を抱く結果となり、岐阜県は5月26日に「県内への搬入は認めない」との方針を表明し、土岐市においても6月9日開催の市議会本会議で市長が「土岐市では受け入れられない」旨を表明した。

以上のような経緯と状況を踏まえ、本市議会は、岐阜県及び土岐市長の意思表示に賛同しこれを支持するとともに、市民の総意として「ウラン残土による加工レンガを土岐市内へ持ち込ませない」ことを強く表明するものである。以上、決議する。

平成18年6月26日

土岐市議会

各関係行政庁 宛